

## 道の駅における大型車駐車場の案内方法について

経 済 部

## 1 経 緯

きみつふるさと物産館の施設管理者が、道の駅「ふれあいパーク・きみつ」を通る県道千葉鴨川線上や駐車場内に、大型車両は物産館の反対側の駐車場（笹パーキング）を利用するように促す看板を設置していたことについて、法的な問題がないか問合せがあったため、調査を行った。

## 【看板の内容】

本日、物産館側の大型車駐車場は予約車のため、反対側の駐車場をご利用ください。  
きみつふるさと物産館

## 2 内 容

## (1) 看板の設置主体

亀山地区アグリ・リゾート推進協議会

## (2) 看板を設置した理由

団体客が大型バスで訪れる予定があったため、円滑な施設運営を図るため設置した。特に、当該団体は高齢者や身障者が多く、物産館になるべく近いスペースに停めてもらえるよう案内を行った。

## (3) 利用状況

台数及び人数	約100台（7～13台/1日）、約4,600人
利用期間	4月～5月（午前のうち1時間程度）
利用目的	トイレ休憩、弁当の購入等 ※弁当は、市内の事業者から調達

## 3 法令上の問題の有無

## (1) 道路法

道路占用許可が必要な場合は、継続して道路を使用する場合であり、今回のケースでは、道路占用許可は不要である。

なお、道路管理者（県）によれば、特に使い方の面で制限をするものはないが、施設の管理・運営のなかで、適切な取扱いを行って欲しいとのことであった。

## (2) 道路交通法

道路使用許可が必要な場合は、一般交通に著しい影響を及ぼすような方法により道路を使用する場合であり、今回の利用形態（誘導の仕方）については、道路使用許可は不要である。

## 4 今後の対応

今後は、案内の目的や理由が適正なものであるか、案内方法が利用者の協力を求めるものかについて、事前に報告を求め、駐車場の適切な管理をするよう指導する。